

平成 19 年 6 月 29 日  
株式会社 高島屋

## 商品広告に関する公正取引委員会からの排除命令について

弊社は、本日、公正取引委員会より、弊社通信販売事業部にて発行したカタログ「きっとあるわよ」に掲載した商品「魔法の洗面器」の広告が、「不当景品類及び不当競争防止法（景表法）第 4 条第 1 項第 1 号（優良誤認）」に違反するとして、同法第 6 条第 1 項の規定に基づく排除命令を受けました。

弊社といたしましては、今回の事案発生を受け、カタログをはじめとする広告表示の適正化の徹底に向け、チェック体制の強化を図り、このような事案が発生することのないよう努めてまいります。お客様ならびに関係各位には、ご迷惑おかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 排除命令の対象となった広告について

平成 18 年 1 月 4 日発行の前記「きっとあるわよ」において記載した「浴室で洗面器として使うだけでカビを抑制してくれるから、お風呂の掃除がとてもしゃんしゃん！」等の広告内容が、お客様に対し商品の効果を実際のものより著しく優良であると誤認させる表示でありました。

#### 2. 排除命令を受けた経緯等

平成 18 年 8 月 30 日に公正取引委員会より、上記 1 記載の広告表示に関する調査依頼を受けて以降、弊社は各種資料の提出、関係者の事情聴取等に協力いたしました。

その結果、当該広告表示につきましては違反表示であるとして、本日、景表法第 6 条第 1 項の規定に基づく排除命令を受けるに至りました。

弊社といたしましては、同命令を応諾し、公正取引委員会の承認の下、日刊紙に社告を掲載し、お客様に誤認される表示であった旨を公示いたします。

#### 3. お客様への対応

社告の掲載（7 月 3 日を予定）

弊社ホームページ上での告知（本日より）

フリーダイヤル（ ）の設置（本日より）

フリーダイヤル 0120-682-272（午前 10 時～午後 6 時）

お客様への書状の送付 弊社通信販売にて「魔法の洗面器」をご購入いただいた全てのお客様に対し、本事案についてのお詫びと、ご希望のお客様には返品対応をさせていただく旨を記載した書状を送付させていただきます。

#### 4. 再発防止について

弊社に於いては、平成 18 年 8 月 30 日の公正取引委員会からの調査依頼を受けて以降通信販売用カタログの作成体制等を検証し、既に、「複層的なチェック体制の構築」「第三者機関によるカタログ記載内容の校正の実施」等の再発防止策を講じております。

以上